

平成30年4月1日より『初診時選定療養費』を変更します。

改訂後 5,400円(税込)

※土・日曜日、祝日、夜間等の診療時間外も対象となります。

○紹介状をお持ちください。

かかりつけ医の「紹介状」をお持ちいただきますと、それまでの治療経過が把握でき、当院での診療がスムーズになります。

初診時選定療養費5,400円も不要となります。

『初診時選定療養費』とは

国(厚生労働省)が「初期治療は医院・診療所で、高度・専門医療は病院で行う」という医療機関の機能分担の推進と、かかりつけ医の推奨を図るために定めた制度です。

他の医療機関などから、紹介状無しに「200床以上の病院」に初診で受診する場合は、通常の医療費のほかに病院が定めた金額を徴収できるというものです。

当院も、地域医療の充実に貢献する方針で、地域の診療所(かかりつけ医)などとの連携を密にして、役割に応じた質の高い安全な医療を提供したいと考えておりますので、ご理解・ご協力をよろしくお願い致します。

① 初診時選定療養費¥5,400(税込)をご負担いただく場合

1. 他の医療機関からの紹介状を持たずに、初めて受診する場合。
(但し、当日そのまま入院となる場合は除く)
2. 今回の受診が今までの診療と同一病名・同一症状であっても、患者さんが任意に診療を中止して、概ね3か月以上経過している場合。
3. 傷病が一旦治癒、もしくは治癒に近い状態までになり、その後再発した場合。
4. 急性病名のみの場合。
(風邪をひいて受診した後、2か月後に打撲で受診した場合など。)

② 初診時選定療養費をご負担いただかない場合

1. 他の医療機関からの紹介状を持参された方。
2. 今回受診する診療科は初めてであるが、別の診療科に継続して通院中の方。
3. 当院の検診後で、精密検査のため受診の方。
4. 労働災害・公務災害で受診の方。
5. 救急車で搬送された方。
6. 指定難病や重度福祉医療受給者など各種公費負担制度受給対象の方。
(但し、乳児・子ども・父母子 受給者は①のとおりです。)
7. 生活保護による医療扶助の対象となる方。